

下関市新総合体育館整備事業  
入札説明書等に関する質問への回答

令和2年11月

下関市

下関市新総合体育館整備事業

入札説明書に関する質問への回答

令和2年11月27日

No	頁	第1	1	(1)	1)	①	a	項目等	質問内容	回答
1	4	第2	6		2)	④		既存体育館解体	既設体育館に既存杭が452本ありますが、全て引抜くのでしょうか。それとも残置きしてもよろしいのでしょうか。	既設体育館の杭については、全て引き抜く必要があります。
2	6	第2	11	(2)		② ③		本施設及び駐車場利用者から得る収入	自主事業に係る売上等は、事業者の収入とすることができるとありますが、令和2年10月30日付公表の様式集及び作成要領に関する質問への回答No.26に記載されている通り、SPCから独立採算事業を受託する企業が独立採算事業の全てを実施する場合は、受託する企業の直接収入とすることは可能という理解でよろしいのでしょうか。様式J-2の税金計算等にも影響がありますので、ご教示願います。	お見込みのとおりです。
3								(入札説明書に関する質問への回答 NO.20、22)	一時支払金について整理させてください。 No.20回答の前半では、提案時に算定した一時金見込額が実際の上限額となる旨記載があり、例えば建設工事費であれば、提案時は2:2:6の出来高を想定していたものの実際の出来高が4:3:3であった場合も、2:2:3(当初想定が出来高を下回る分だけ)が出来高として一時金を算定することになるように理解しています。 他方、No.20の最後の一文およびNo.22からは、実施設計終了後に想定金額が変更となる場合は、実際の出来高をベースとして一時金を算定し、上記の例でいうとたとえ提案時が2:2:6の想定であったとしても、実際の出来高4:3:3をそのまま出来高として扱われるように読み取れます。 事業者としては資金繰り上、後者の考え方であることを希望しますが、正しい考え方をご教示ください。	一時支払金は、基本的に提案時の想定額を基に支払います。 ただし、設計業務時に各年度の出来高に応じた想定額が、提案時の想定額から変更となる場合は協議を実施します。 建設期間中の工事の遅れ等により、実際の出来高が出来高見込に満たない場合は、実際の出来高に応じて支払います。 建設期間中の工事の前倒し等により、出来高が見込み以上に進捗した場合は、提案時又は設計業務時に変更した想定額を基に支払うこととなりますので、実際の出来高に応じた額とは異なります。

下関市新総合体育館整備事業

仮事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答

令和2年11月27日

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1		○	18	5	4	38				(事業契約約款(案)に関する質問への回答No.6)	事業者の責めに帰さない事由による第三者への損害は、事業者のコントロールできるものではなく、ひいては事業費にも影響します。他案件同様、基本的には貴市の責任と整理いただけないでしょうか。	当該損害について、本市と事業者のどちらの責めに帰すべき事由かは協議により決定することとし、その結果事業者の責めに帰さないものについては、本市が対処することになります。
2		○	19	5	5	40	1			維持管理及び運営業務の契約保証	令和2年10月30日付公表の仮事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答No.20と同様に、「別途」を修正して頂けませんか。また、保証証券(保険証券含む)は写しではなく原本の寄託ということなので、受領証等は発行されるという理解でよろしいでしょうか。	前段:「別途定める」を削除します。事業契約約款(案)を修正します。 後段:受領証等は必要に応じて発行します。
3		○	25	6	1	51	1			維持管理及び運営業務の実施及び第三者への委託	仮事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答No.12において運営維持管理業務を事業者から運営企業、維持管理企業以外の第三者へ直接委託する場合は「本条第2項を適用」とのことですが、本条第2項で委託の対象となるのは維持管理企業及び運営企業のみであり、本件質問の主旨である、事業者から第三者への委託に関する規定にはならず、質問回答と実際の条文に矛盾が生じているように思えます。再度ご検討頂けませんか。	当該第三者を、基本協定書第5条第1項に定める維持管理企業又は運営企業に追加することで、第51条第1項及び第2項が適用され、事業者から当該第三者への委託が可能となります。
4		○	32	6	5	65	4			維持管理及び運営業務の契約保証	「若しくは維持管理及び運営業務の受託者をして別途定める保証又は履行保証保険契約を締結した後」が削除されていますが、第40条及び別紙3-1・3-2と同様に維持管理及び運営業務の受託者が保証又は履行保証保険を締結することでも可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5		○	33	7		66				自主事業	本件PFI事業であり、他の業務と同様に自主事業もSPC自身が実施するものではありませんので、自主事業を担当する企業への再委託は可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6		○	33	7		67	3			自主事業の費用負担	下関市行政財産使用料条例の規定されております、使用土地の価格をご教示下さい。	平成30年度単価で20,692円/m <sup>2</sup> です。
7		○	33	7		68	2			自主事業	事業者は自主事業の実施に関する事項について定めることができますが、提案施設に個別の商号もしくは商標を掲げて実施することは出来ませんか。	基本的には差し支えありませんが、詳細については協議により決定することとします。

8		○	35	8	1	74				サービス対価の支払い方法	<p>下関市新総合体育館整備事業仮事業契約書(案)第8章第1節第74条においてサービス対価の支払方法について記載がありますが、通常の下関市発注工事と同様に下関市請負契約約款第35条に準じ、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「前払金保証事業法」という。))第2条第4項に規定する保証事業会社をいう)の保証を条件に工事代金の一部を前払金として支出される旨のご検討をいただけないでしょうか。</p> <p>前払金を支出することによって公共発注者としては本事業の適正な施工や運営の確保、事業者の資金調達費用の縮減が可能となり、本事業への応募者が増加し、競争入札の効果から応札額の低下を図ることで、事業のVFMの向上に繋がるものと思われます。</p>	原案のとおりとします。
9		○	57							評価委員会	<p>「評価委員会による本施設及び駐車場の維持管理及び運営業務への求めに応じ、必要な措置を講じなければならない」とありますが、本委員会の求めに対して、要求水準の範囲内において応じるとの解釈でよいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。

下関市新総合体育館整備事業

事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答

令和2年11月27日

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
1	4-1	70	1		①			(事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答 No.4)	LIBOR廃止に関する増加費用の負担を貴市として想定されていないとのことですが、具体的な増加費用の想定が事業者側でも難しいという認識であり、リスクを踏まえた予算建てを行うことが困難です。事業に与える影響度合いによっては負担については協議とさせて頂けないでしょうか。	協議は可能です。
2	4-1	70						(事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答 No.7)	引渡予定日が6月30日とされていますので、金利計算は令和6年6月30日(初日不算入)を始期として宜しいでしょうか。また、施設整備費に関しては維持管理および運営費の支払いよりも先に支払が終了するという認識で宜しいでしょうか。	前段:始期は事業者の提案によります。 後段:お見込みのとおりです。
3	4-2	74						(事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答 No.11)	運營業務費を期間中全て同額とのことですが、個別対話結果No.44によれば、開業準備費は第1回目の支払いに計上して良いとのことですが。また、運営開始は8月からであるため、第1回目の支払い対象額は8月および9月の2ヶ月分の運營業務費になるかと存じます。上記2つの事由を鑑み、第2回目以降の維持管理費を同額とすればよく、第1回目は同額ではなくても良いよう算定してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、事業契約書4-2に記載のとおり、第1回目の支払を除き、原則として、支払時期ごとに同額が支払われるものとしております。
4	4-2	74						維持管理及び運營業務のサービス対価	事業契約約款(案)に関する質問への回答No.18および19より、維持管理及び運營業務のサービス対価とは、表6条の(サ)および、表7の(チ)(テ)(ト)を指すものと理解して宜しいでしょうか。	契約保証金の額の算定に用いるサービス対価は、表6の(ス)、表7の(ナ)及び表8の(ヘ)を指します。
5	4-2	74						運營業務費	維持管理業務費は期間中同額とする必要はありませんでしょうか。年度毎に同額とすること等指定がありましたらご教示ください。	事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答No.3をご参照ください。
6	5-1	81	1					サービス対価の改定方法(第75条関係)	事業契約約款(案)別紙に関する第1回質問へのご回答No.15についてです。別紙5-1には、提案書提出時の指数と着工時の指数を比較すると記載されていますので、設計業務期間中のサービス対価の改定は行われるものと解釈してかまわないでしょうか。加えて公共工事標準請負契約約款第25条も適用されていると解釈してかまわないでしょうか。	前段:設計業務に係るサービス対価の改定は行いませんが、建設・工事監理業務に係るサービス対価の改定は設計業務期間中を含む変動率に基づきます。 後段:サービス対価の改定は、事業契約約款に記載の方法で行います。

7	5-2	82	1					サービス対価の改定方法(第77条関係)	<p>事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答No.19において「確報値を用いる」との回答は理解しました。本件はサービス対価改定の計算を行うための規定であり、確報値を用いるということは、計算するうえで必要な条件設定でありますので、確報値を用いる旨を条文に記載して頂きたくお願いいたします。(仮に条文に確報値を用いる旨を記載しなかった場合、事業契約書のみではなく、本件質問回答も確認しなければサービス対価改定の計算式が確認できず、サービス対価改定協議が適正に行われない恐れがあります。)</p> <p>また日本銀行によるサービス価格指数は遡及訂正により確報値が修正される可能性があること認識していますが、仮に前回改定年度の前年度の指数が遡及訂正により改定された場合、改定前か改定後のどちらの指数を適用するのでしょうか。</p>	<p>前段:記載します。 後段:次回改定時においては、改定後の指数を適用することを想定しています。</p>
8	5-2	82	1					サービス対価の改定方法(第77条関係)	<p>サービス対価は指数が前年度の指数より3.0%以上の差が生じた場合に改定するとのことですが、ここでいう差を求めるための計算式とは下記2点が想定されます。</p> <p>① <math>CSPI(t - 1) - CSPIs</math> ② <math>(CSPI(t - 1) - CSPIs) / CSPIs</math></p> <p>一般的には②が正しいと思いますが、「・・・と比較して3.0パーセント以上の差が生じた場合」という文章を解釈すると①が正しいようにも思えます。本件規定は計算するための条件設定であり、例えば契約書条文に計算式を記載するなど、解釈の相違が発生しないような条文として頂けますでしょうか。</p>	<p>ご提示の計算式では②となります。事業契約約款(案)別紙を修正します。</p>
9	5-2	83						(事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答 No.19)	<p>10月の確報値の公表は12月の後半になるかと存じます(今年度の8月の確報値は10月25日前後の公表でした)。したがって翌年度のサービス対価の算定は1月に行われるという認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>10月に公表される8月の確報値を用います。</p>

下関市新総合体育館整備事業

要求水準書、添付資料に関する質問への回答

令和2年11月27日

No	本編	添付資料	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	質問内容	回答
1	○		4	1	4	1	(2)					整備対象施設	提案施設の(例)カフェ等の飲食、売店、クライミングスペースの記載がございますが、これらは要求水準書47Pの貴市が所有する合理的な理由に該当するとの認識でよろしいでしょうか。	カフェ等の飲食及び売店については事業者が所有、クライミングスペースについては市が所有するものと考えていますが、詳細については、事業者からの提案内容を確認して判断することになります。
2	○		5	1	4	3	(2)		④			既存施設(既存体育館及び相撲場等)の解体・撤去業務	撤去工事に伴い、既設体育館のエアコンの冷媒回収の費用の算出が必要になりますが、既設空調設備の図面または仕様書などのご提示は可能でしょうか。	既存体育館のエアコン室外機は4台設置されており、冷媒種類、量はR-22 5kg、R-22 8.5kg、R-22 3.3kg、R-22 8kgとなります。
3	○		7	1	4	4	(3)					利用料金等収入の還元	本施設及び駐車場利用者から得る収入が提案時の想定を大きく上回った結果、当初期待した以上の事業収益を享受できる場合は、利益の一部相当を事業者の提案により、還元することの記載がございますが、この収入とは施設利用料と駐車場利用料のみでしょうか。それとも、自主事業収入も含まれておりますか。ご教示ください。	自主事業での収益を含め、事業者の提案によります。
4	○		25	2	1	4						設備計画の考え方	設備計画は、「建築設備計画基(国土交通省大臣官房庁営繕部監修、平成27年度版)」に準拠し、とありますが、最新の30年度版との相違点があれば30年度版を参考に計画して宜しいでしょうか。	平成30年度版に準拠することとし、要求水準書を修正します。
5	○		29	2	2	4	(13)				ii)	監視カメラ設置	要求水準書、添付資料に関する質問への回答No.17,19にて、監視カメラの録画のフレームレートと録画期間は「想定した利用方法で必要な性能」とし、「有事の際に録画記録の提出をお願いする場合があります」とご回答頂きましたが、事業者が想定した利用方法で定める録画期間を超えて録画記録の提出を求められた際、記録を提出できないことは要求水準の違反にはならないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	○		47	2	2	1	(2)					提案施設	提案施設のすべてを本市が所有することに合理的な理由があると本市が判断したときは、本施設の必須施設の一部とすることがある。と御座いますが、市が判断する時期は、第二回個別対話時に確認することの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	○		47	2	2	1	(2)					提案施設	令和2年10月30日付公表の要求水準書、添付資料に関する質問への回答No.46によると、民間所有設備は行政財産使用料を支払うとされていますが、「事業者負担」に記載されている内装、空調機器、衛生器具、備品等、その他必要なものについては、行政財産使用料を支払う必要は無いという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

8	○		47	2	2	1	(2)							提案施設	提案施設の換気設備工事は、費用負担をどのようにお考えでしょうか。	事業者負担にて整備する提案施設については、換気設備工事を含めて事業者負担となります。
9	○		57	3	3	2							vi)	工事計画策定に当たり留意すべき項目	施工に伴い通常避けることのできない騒音・振動等による問題についても、「原則として事業者の責任によるもの」とする旨のご回答でしたが、公共工事標準請負契約約款第29条第2項(発注者負担とする規定)に鑑み、協議・対応等を行っていただきますようご検討をお願い致します。	令和2年10月30日公表の要求水準書、添付資料に関する質問への回答No.54のとおりとします。
10	○		57	3	3	2							viii)	近隣住民等からの作業時間の了承を得られない場合の取扱い	近隣住民から作業時間の了承を得られず、工期の延長が必要となる場合は、「原則として事業者の責任によるもの」とする旨のご回答でしたが、当該事象が事業者の責任となることは、妥当ではないと考えます。事業契約約款第32条第2項に基づき、建設期間の変更請求をご承認いただきますようご検討をお願い致します。	令和2年10月30日公表の要求水準書、添付資料に関する質問への回答No.56のとおりとします。
11	○		58	3	3	3	(2)						ii)	近隣調査・準備調査等	工事完了後の建物による影響の調査は、「提案内容によるため、事業者にて行う」旨のご回答でしたが、建物そのものによる影響の調査・対応等につきましては、事業契約約款第30条第2項に基づき、発注者たる貴市にもご協力頂きますようご検討をお願い致します。	協力は行いますが、確認や対策は事業者が実施するものとします。
12	○		84	5	7	1							ii)		閉館時間帯の機械警備は記載の通りかと存じますが、開館中に於いて利用者を含む第三者等を入室させない(させたくない)部屋をご教示下さい。	防災備蓄倉庫は、第三者等を入室させないことを想定しています。その他は、運営を考慮した事業者の提案によるものとします。
13		4												維持管理業務項目詳細一覧	「資料4 維持管理業務項目詳細一覧」5.(1)①においてホルムアルデヒドの測定が年1回と設定されていますが、当該業務は法的に特定建築物の新築・増築、大規模の修繕、大規模の模様替えを行った際に行うものと規定されており、仮に新築・増築及び大規模修繕が発生しなくとも年1回測定することは非効率に思えます。法的根拠を鑑み、当該業務の頻度は随時として頂けますでしょうか。	ホルムアルデヒドの測定は「随時」とし、要求水準書添付資料4を修正します。
14		4												維持管理業務項目詳細一覧	「資料4 維持管理業務項目詳細一覧」5.(2)①.(iii)において照明器具清掃が年2回との設定ですが、要求水準においても照明はLED等を採用することとなっており、清掃頻度が数年に1回であっても、美観や照度の確保においてサービス水準は十分に保てるものと考えます。照明器具清掃の頻度は性能発注の考え方に基づき、サービス水準を確保できる前提で清掃頻度は事業者の責任と判断において設定させて頂けますでしょうか。	照明器具清掃の頻度は「適宜」とし、要求水準書添付資料4を修正します。
15		4												維持管理業務項目詳細一覧	「資料4 維持管理業務項目詳細一覧」1.(1)において定期保守点検が年1回の設定ですが、当該業務は、屋根、内外壁、天井、柱、建具、階段、建具(内部・外部)等の保守点検とありますが、この業務は1.(2)の建築物定期調査の項目になるのではないのでしょうか？	1.(2)の建築物定期調査とは別に定期的に保守点検を行うこととしています。ただし、建築物定期調査を実施する年は、保守点検を兼ねることも可能です。



16	4																			維持管理業務項目詳細一覧	「資料4 維持管理業務項目詳細一覧」1.(2)において建築物定期調査が3年1回との設定ですが、当該業務は、特定建築物の定期報告の法的根拠に基づき実施するという考え方で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	4																			維持管理業務項目詳細一覧	「資料4 維持管理業務項目詳細一覧」2.(1)①において電気設備(電気保安)項目のii)映像設備iii)音響設備iv)情報通信設備v)誘導支援設備vi)電話・施設内放送・テレビ受信設備ix)警備・防災設備x)放送設備は、法的に点検義務がなく、必ずしも年1回の点検必要とは限りません。仮に年1回の点検頻度を要さないケースとなった場合においても当該要求水準により年1回の点検業務が必須となると合理的ではないため、上記の設備については、導入する設備の特性を踏まえ、性能を維持することを前提とし、保守点検の頻度は事業者の責任と判断において設定させて頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。
18	4																			維持管理業務項目詳細一覧	「資料4 維持管理業務項目詳細一覧」2.(1)②iii)において、自動制御設備が年6回との設定ですが当該設備の点検頻度に法的義務はなく、点検頻度は当該保守点検仕様と設備の状態を鑑みの事業者の責任と判断において設定させて頂けないでしょうか。もしくは近隣の体育館施設においては点検頻度が年2回点検でサービス水準は十分に保てておりますので、点検頻度は年2回を最低基準とする事に変更できないでしょうか。	自動制御設備の点検は「年2回」とし、要求水準書添付資料4を修正します。
19	4																			維持管理業務項目詳細一覧	「資料4 維持管理業務項目詳細一覧」2.(1)②iv)において、熱源設備(簡易点検)年4回定期点検が年1回との設定ですが、法的根拠を鑑み、フロン排出抑制法に該当する機器を設置した場合の実施回数だと理解してよろしいでしょうか。	フロン排出抑制法に該当する機器を設置する場合は、原案のとおりとします。フロン排出抑制法に該当する機器以外については、関係法令に従い実施してください。
20	4																			維持管理業務項目詳細一覧	「資料4 維持管理業務項目詳細一覧」2.(1)③II)において、排水設備の点検が年1回との設定ですが、当該排水設備が法定点検を要する機器を設置した場合の実施回数と思われるので、当該項目は法定点検を要する排水設備が対象となるとの理解で宜しいでしょうか。	法定点検の可否を問わず、年1回の点検を行うものとします。
21	4																			維持管理業務項目詳細一覧	「資料4 維持管理業務項目詳細一覧」2.(1)③III)において、衛生設備の点検が年1回との設定ですが、当該衛生設備が法定点検を要する機器を設置した場合の実施回数と思われるので、当該項目は法定点検を要する衛生設備が対象となるとの理解で宜しいでしょうか。	法定点検の可否を問わず、年1回の点検を行うものとします。
22	4																			維持管理業務項目詳細一覧	「資料4 維持管理業務項目詳細一覧」2.(1)③iv)において、給湯設備の点検が年1回との設定ですが、当該給湯設備が法定点検を要する機器を設置した場合の実施回数と思われるので、当該項目は法定点検を要する給湯設備が対象となるとの理解で宜しいでしょうか。	法定点検の可否を問わず、年1回の点検を行うものとします。

23		4																	維持管理業務項目詳細一覧	「資料4 維持管理業務項目詳細一覧」2.(1)④において、自動ドア・シャッター設備の点検が年2回との設定ですが、日本シャッタードア協会の保守点検仕様によると「6か月に1回以上の定期点検を推奨します。」との記載でした。要求水準書において「年2回」と記載すると、「推奨」ではなく、「最低限の義務」となり、当該協会の保守点検仕様と異なる内容となりますので、点検頻度は当該保守点検仕様と設備の状態を鑑みの事業者の責任と判断において設定させて頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
24		4																	維持管理業務項目詳細一覧	「資料4 維持管理業務項目詳細一覧」2.(1)⑥において、防火戸・防火シャッター等の防火設備点検が年1～2回との設定ですが、実際の頻度は法的根拠を満たす内容で実施する考えで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25		4																	維持管理業務項目詳細一覧	「資料4 維持管理業務項目詳細一覧」5.(2)①.(iv)において換気扇清掃が年2回との設定ですが、機器の運転状況により清掃頻度が年に1回であっても、サービス水準は十分に保てるものと考えます。サービス水準を確保できる前提で清掃頻度は事業者の責任と判断において設定させて頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。
26		4																	維持管理業務項目詳細一覧	「資料4 維持管理業務項目詳細一覧」5.(2)①.(v)において空調装置清掃が年2回との設定ですが、機器の運転状況により清掃頻度が年に1回であっても、サービス水準は十分に保てるものと考えます。サービス水準を確保できる前提で清掃頻度は事業者の責任と判断において設定させて頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。
27		4																	維持管理業務項目詳細一覧	「資料4 維持管理業務項目詳細一覧」5.(2)①.ix)において、雑排水の清掃が年2回との設定ですが、当該設備が法定点検を要する機器を設置した場合の実施回数と想われますので、当該項目は法定点検を要する設備が対象となるとの理解で宜しいでしょうか。	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、年2回の清掃を行うものとします。
28		7																	電気・機械要求性能表のうち「空調」欄	空調(冷房、暖房)でメインアリーナおよび多目的ホールの競技場、観客席の欄が○となっていますが、イベントや大会開催時については各室最大負荷での想定に限定せず、運用面や稼働時間なども踏まえて適正と考えられる熱源容量を想定し提案するものと考えて宜しいでしょうか。	適正と考えられる提案をお願いします。
29		12																	資料12	敷地全体(運動公園内)の現状電力供給エリア図を頂けませんでしょうか？ 資料の外構整備範囲からすると、現状の供給エリアを越境していませんか？	前段：閲覧資料として現況電力供給エリア図を公開いたします。 後段：資料の外構整備範囲内で電力の引込みが可能のため、現状の供給エリアを越境していません。

下関市新総合体育館整備事業

様式集及び作成要領に関する質問への回答

令和2年11月27日

No	本文	書類名	様式番号	I	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1	○	提出書類の作成要領		IV	(2)		入札参加資格審査に関する提出書類	ファイルの表紙には、書類名を記載とありますが、I. 入札参加資格審査の一覧に書類名の定義がございませんが、「分類」もしくは「項目」を書類名と読み替え、「分類」もしくは「項目」毎にファイルを作成し、記載するということでしょうか。もしくは、ファイルに綴じている「分類」もしくは「項目」をすべて記載するということでしょうか。	入札参加資格審査に関する提出書類については、「分類」の「1. 参加表明書」及び「2. 入札参加資格審査に関する提出書類」を1つのファイルに綴じ、表紙に「入札参加資格審査に関する提出書類」と記載してください。
2	○	提出書類の作成要領		IV	(2)		入札書類審査に関する提出書類	様式A-3、様式A-4、様式A-4別表については、封筒に入れ密封するとのことですが、封筒の大きさと封印にご指定ございますでしょうか。	指定はありません。
3		参加表明書	様式1-1				参加表明書について	第1回入札説明書等に関する質問への回答の様式集及び作成要領に関する質問への回答のNo14の回答より、入札や契約、代金・契約金等の請求受領等に関する権限を受任者に委任していない場合には、業者登録の印鑑が支店であっても、本社代表者の印鑑でよろしいでしょうか。	本市に業者登録されている場合は、権限を受任者に委任されているものと考えています。
4		入札書	様式A-3				代理人	本様式での代理人とは、代表企業所属の代表者でない社員の場合は代理人の記載は不要でよろしいでしょうか。	必要です。
5		資金収支計画表	様式J-2				備考欄	様式集及び作成要領に関する質問への回答No.28より、仮受消費税および仮払消費税の欄は記載するようとのことですが、売掛金、買掛金、未成工事支出金等も消費税を含んだ計算とする必要がある認識です。また、仮払消費税および仮受消費税を加味することによって、消費税の納付や還付も発生します。上記を鑑み、SPCの正しい事業収支計画をお示しするために、必要な項目においては消費税を考慮した金額を入力するよう、事業者の判断に委ねて頂けないでしょうか。	差し支えありませんが、税込み金額とするのではなく、消費税の取扱いについては分けて記載してください。
6	○	資金収支計画表	J-2				費用(営業費用)	様式J-2の営業費用の内、光熱水費については「本施設」と「駐車場」で項目分けが御座いますが、事業者が分ける必要が無いと判断した場合には、適宜削除しても宜しいでしょうか。	差し支えありません。
7		初期投資費見積書	K-1					雨水利用を採用した場合は、給水設備工事に金額計上で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

8		初期投資費見積書	K-1					新体育館周りの外灯、庭球場の照明、駐車場の外灯はそれぞれ、1. 本施設(2)電気設備工事、2. 庭球場(1)庭球場、3. 駐車場のその他に金額計上で宜しいでしょうか。	様式集を修正し、記載する項目を設けます。
9		初期投資費見積書	K-1					提案施設の換気設備工事は、その他に金額計上で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10		収入、維持管理費及び運営費見積書(年次計画表)	K-2				②維持管理費(年次計画表)	様式集及び作成要領に関する質問への回答No.30により「事業期間全体で必要となる費用を平準化する」という回答は理解しました。その上で様式K-2②維持管理費(年次計画表)の記載方法についての質問となりますが、平準化した費用は表最下部の「合計」の下に1行追加し、本件質問回答による平準化した費用を記載する方法で宜しいでしょうか。(内訳となる各業務費は人件費・諸経費・その他等の内訳を記載するような表であり、平準化する費用ではないと考えられるため)	人件費・諸経費・その他費用も平準化した金額を記載してください。